

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇話会・協議会等の適正な設置と円滑な運営に関し、必要な事項を定めるとともに、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号。以下「情報公開条例」という。）に規定する附属機関の会議の公開並びに附属機関の会議の資料、報告書及び議事録の公表に関する具体的な手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、調停、審査、諮問又は調査を目的として、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）に基づき設置するもの及び法律により設置が義務付けられ設置するものをいう。

2 この要綱において「懇話会・協議会等」とは、有識者等の意見を聴取し、又は、有識者等との意見交換を行い、その結果を県行政に反映させることを主な目的として、法律又は条例の規定に基づかず、要綱等により設置するものをいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえて広い視野からの審議等ができるよう適切な範囲のものとする。
- (2) 附属機関の委員（以下「委員」という。）の数は、20人以内とする。ただし、委員の数が法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

(附属機関の委員の任命)

第4条 委員の任命は、設置目的に応じて、県民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正性の確保等を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 女性の登用については、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」に、外国籍県民の登用については、「外国籍県民の懇話会委員等への登用促進指針」に、障がい当事者の登用については、「当事者目線に立った審議会等への障がい者の参加推進要綱」によるものとする。
- (3) 審議等の項目が市町村に関連するものにあつては、市町村職員（市町村長を含む。）を委員に任命するよう努めるものとする。
- (4) 委員には、県職員及び県職員であつた者を任命しないものとする。ただし、法令、条例、規則、規程、告示等に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。
- (5) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこととする。
- (6) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は、4機関までとする。

(7) 県民参加の促進や新しい人材の活用の観点から、必要に応じて委員の公募に努めることとする。

2 前項第5号及び第6号の規定は、委員に任命しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しないものとする。

(1) 市町村長、県議会議員、当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合

(2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営に当たっては、効果的、効率的に行い、次の事項に留意するものとする。

(1) 会議の開催は、必要最小限に留める。

(2) 会議の資料は、原則として、開催前に配付する。

(3) 審議経過等が明確となるよう議事録を作成し、原則として、発言者を記載することとする。

なお、議事録の形式は、発言の全内容を記載する議事録又は発言内容を要約する議事録とし、当該附属機関の決定により選択するものとする。

(会議の非公開の決定)

第6条 情報公開条例第25条ただし書の規定により、附属機関が会議を公開しないことを決定する場合は、附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第7条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 附属機関は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 附属機関は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項が分かる資料の提供に代えることもできるものとする。

4 附属機関は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

(会議開催の周知)

第8条 附属機関の庶務を担当する室課所の長（以下「所管室課所長」という。）は、会議が開催される日の1週間前までに、「審議会等の会議開催予定」（様式1）を県ホームページに掲載するものとする。また、他の適切な方法により県民及び報道機関に対する周知に努めるものとする。ただし、年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合のほか、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(審議結果等の公表)

- 第9条 所管室課所長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の終了後、翌日（閉庁日の場合はその次の日）までに「審議（会議）速報」（様式2）を、3週間を目途に「審議（会議）結果」（様式3）を県ホームページに掲載するものとする。
- 2 前項の「審議（会議）結果」（様式3）には、第5条に規定する議事録を掲載することとする。ただし、会議が非公開とされた場合において、議事録を掲載することにより公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断される場合は、議事録に代えて「審議（会議）速報」（様式2）に掲載した「会議の議題及び結果」に準じた議事の概要（以下「議事概要」という。）を掲載することができるものとする。議事概要を掲載する場合は、「審議（会議）結果」（様式3）にその理由を明示するものとする。
- 3 所管室課所長は、会議が公開とされた場合には、会議の資料を「審議（会議）結果」（様式3）と併せて、県ホームページに掲載するものとする。ただし、資料の掲載が困難であると認められる場合は、所管室課所において資料を保管し、県民等の求めに応じて閲覧させることより対応できることとする。
- 4 所管室課所長は、附属機関から、審議等の内容を取りまとめた報告書等が提出された場合は、県ホームページに掲載するものとする。
- 5 「審議（会議）速報」（様式2）、「審議（会議）結果」（様式3）、会議資料及び報告書等の公表期間は、会議を行った日が属する年度及びその翌年度の4月1日から起算して5年間とする。
- 6 所管室課所長は、附属機関を設置した場合には、名称、設置根拠及び所掌事務等を説明する資料として、速やかに「附属機関の概要」（様式4）を県ホームページに掲載するものとする。
- 7 前項で掲載した内容に変更があった場合は、速やかに内容を修正するものとする。
- 8 各様式、会議資料及び報告書等の公表に当たっては、情報公開条例第5条各号に該当する事項の取扱いに十分留意するものとする。また、委員の個人情報（氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等）を県ホームページ等で公表する場合は、方法及び内容について、事前に本人の了承を得るものとする。

(附属機関の設置等の見直し)

- 第10条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。
- (1) 所期の目的を達したもの
 - (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
 - (3) 活動が著しく不活発なもの
 - (4) 他の行政手段等で対応可能なもの
 - (5) 設置目的、所掌事務及び委員が他の附属機関と類似又は重複しているもの
 - (6) 行政の総合性、効率性の確保の見地から統合が望ましいもの
- 2 法律により設置が義務付けられている附属機関であって、前項各号のいずれかに該当するものについては、国に対しその改善を要請するものとする。

(懇話会・協議会等の設置)

第 11 条 懇話会・協議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 懇話会・協議会等の適切な運営を図るため、要綱等において、設置目的、意見聴取等を行う事項及び設置期間並びに構成員の数、選任区分及び選任期間を明らかにするものとする。
- (2) 懇話会・協議会等の構成員（以下「構成員」という。）の数は、15 人以内とする。ただし、幅広く各界の意見を求める必要があるなど、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 懇話会・協議会等は、有識者等の意見聴取又は有識者等との意見交換の場であることから、要綱等の策定に当たっては、懇話会・協議会等の名称として、「審議会」、「審査会」、「調査会」等の表現を用いないものとする。また、設置目的等には、「審議」、「諮問」、「答申」、「建議」等の表現を用いないものとする。

（懇話会・協議会等の会議の公開）

第 12 条 懇話会・協議会等の会議の公開は、情報公開条例第 25 条の規定を準用するものとする。

（懇話会・協議会等の構成員の選任等）

第 13 条 構成員の選任及び懇話会・協議会等の運営等に当たっては、第 4 条（第 1 項第 7 号を除く。）から第 9 条までの規定を準用するものとする。この場合において、第 9 条第 5 項中「5 年間」とあるのは、「3 年間」と読み替え、同条第 6 項中「〔附属機関の概要〕（様式 4）」とあるのは、「〔懇話会・協議会等の概要〕（様式 5）」と読み替えるものとする。

- 2 構成員の選任に当たっては、原則としてその一部を公募するものとする。
- 3 構成員の公募に当たっては、公募を行う趣旨を踏まえ、第 4 条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに同条第 2 項の規定を準用せず、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 県議会議員並びに他の附属機関の委員及び懇話会・協議会等の構成員である者については、選任しないものとする。
 - (2) 当該懇話会・協議会等において公募により選任された構成員の再任は、認めないものとする。ただし、案件により引き続き同一の構成員から意見聴取等を行う必要がある場合、公募を行ったが適任者を選任できなかった場合等、運営上やむを得ない場合を除くものとする。
- 4 特別職の地方公務員である委員との区分の明確化を図るため、構成員の選任に当たっては、「委嘱」、「任命」等の公務員の身分を付与する表現を用いないものとする。
- 5 懇話会・協議会等は、有識者等の意見聴取又は有識者等との意見交換の場であることから、懇話会・協議会等の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 構成員に意見を求める場合は、「審議」、「諮問」等の表現を用いないものとする。
 - (2) 構成員から聴取した意見を取りまとめた結果については、「答申」、「建議」等の表現を用いないものとする。
- 6 懇話会・協議会等の見直しに当たっては、第 10 条第 1 項を準用するものとする。

（全庁的調整）

第 14 条 人事課長は、附属機関の設置及び運営に関し、また、行政管理課長は、懇話会・

協議会等の設置及び運営に関し、次の事項の全庁的な調整を行うものとする。

(1) 設置、廃止及び統合に関すること。

(2) 委員の任命又は構成員の選任に関すること。

- 2 各局総務室長等は、前項各号に規定する事項について、局内の調整を行うものとする。
- 3 所管室課所長は、委員の任命に当たり、第3条第2号ただし書並びに第4条第1項第4号ただし書及び第2項第2号に該当する場合には、総務室長等を通じて、人事課長に事前相談を行うとともに、任命するときは、総務室長等及び人事課長に回議するものとする。ただし、人事課長が別に指定した場合はこの限りではない。
- 4 所管室課所長は、構成員の選任に当たり、第13条第1項において準用する第4条第1項第4号ただし書に該当する場合には、総務室長等を通じて、行政管理課長に事前相談を行うものとする。
- 5 各局総務室長等は、行政管理課長が別に依頼するところにより、毎年4月1日現在の附属機関並びに懇話会・協議会等の設置及び運営の状況並びに委員及び構成員の状況について、報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年9月5日から施行する。

(通知の廃止)

- 2 昭和58年2月4日付け行第7号総務部長通知は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第4条(第8条において準用する場合を含む。)については、附属機関及び懇話会・協議会等の委員・構成員の次期改選期から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「附属機関の会議等の公開に関する指針」は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 13 条第 2 項の適用については、構成員の次期改選期から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条第 1 項第 4 号(第 13 条第 1 項において準用する場合を含む。)の県職員であった者への適用並びに第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定については、委員及び構成員の次期改選期から適用する。
- 3 第 13 条第 3 項第 1 号の規定については、構成員の次期改選期から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 9 条第 5 項（第 13 条において準用する場合を含む。）の規定については、この要綱の施行日以降に開催された会議等から適用する。

審議会等の会議開催予定

審議会等名称

開催日時

年 月 日 () : ~ :

開催場所

議題

傍聴の可否

非公開理由

傍聴の席数

傍聴申込方法

所属名、担当者名

審議（会議）速報

審議会等名称

開催日時

年 月 日（ ） : ~ :

開催場所

出席者【会長・副会長等】

次回開催予定日

所属名、担当者名

審議（会議）の議題及び結果

「審議（会議）結果」の公開予定時期

審議（会議）結果

審議会等名称

開催日時

年 月 日（ ） : ~ :

開催場所

出席者【会長・副会長等】

次回開催予定日

所属名、担当者名

掲載形式

（議事録、議事概要）

議事概要とした理由

審議（会議）経過

会議資料

附属機関の概要

名称

設置根拠法令等

設置年月日

年 月 日

所掌事務

委員数・任期

人 年

委員の氏名（所属・役職名等）【会長・副会長等】

諮問・答申事項

会議公開

非公開理由

会議開催日・会議記録等

年度 第 回 年 月 日

審議速報

審議結果

年度 第 回 年 月 日

審議速報

審議結果

所属名、担当者名

懇話会・協議会等の概要

名称

設置根拠要綱等

設置年月日

年 月 日

設置目的

構成員数・選任期間

人 年

公募構成員の有無

公募構成員を選任していない理由

構成員の氏名（所属・役職名等）【会長・副会長等】

意見を求める事項

会議公開

非公開理由

会議開催日・会議記録等

年度 第 回

年 月 日

会議速報

会議結果

年度 第 回

年 月 日

会議速報

会議結果

所属名、担当者名